

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年8月7日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700116 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700138 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成5年12月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年12月から平成6年9月までの標準報酬月額については、9万2,000円から26万円とする。

平成5年12月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年12月1日から平成7年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支給額に比べて低額であるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成5年12月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成6年2月4日付けで、平成5年12月1日に遡及して26万円から9万2,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、上記減額処理日の直前の平成6年2月1日付けで、事業主を含む複数の同僚については、標準報酬月額が平成4年3月1日に遡及して減額処理されていることが確認でき、さらに、当該処理日直後の平成6年2月4日付けで当該同僚は、標準報酬月額が平成5年12月1日に遡及して減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社の総務担当の元役員は、請求期間当時、督促状が来ていたことを記憶しており社会保険料の滞納があったと思う旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月4日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成5年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成5年12月1日から平成6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年3月21日までの期間については、オンライン記録によると、平成6年10月の定時決定により9万2,000円と記録されており、同年8月22日付けで処理されていることが確認でき、当該定時決定に係る処理について、記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、請求者は、当該期間のうち、平成7年3月分の給与支給明細書を提出しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者から提出された平成7年3月分の給与支給明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万2,000円）を上回るもの、厚生年金保険料控除額（7,590円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間について訂正を認めることはできない。

さらに、A社は、請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年3月21日までの期間に係る賃金台帳等の資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の平成6年10月1日から平成7年3月21日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年3月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700170 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700139 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 15 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 15 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成 15 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）の厚生年金保険の記録では、A 社に係る資格喪失日が平成 15 年 2 月 25 日となっており、同年 2 月が被保険者期間となっていない。しかし、夫は、同社で年金の受給資格要件を満たすために、同年 3 月も継続して勤務し、同年 2 月までは厚生年金保険の被保険者となっていたので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A 社の回答及び同社の担当者の陳述並びに受給権者原簿記録回答票から判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社に係る平成 15 年 1 月の厚生年金保険の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 2 月 25 日から同年 3 月 26 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700179 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700137 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 3 月頃から昭和 30 年 5 月頃まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。一緒に働いていた同僚には、当該事業所での厚生年金保険の加入記録があるので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員及び同社の請求期間当時の事業主の子であり、現在の事業主の妻の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は死亡しており、同社の現在の事業主は、当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、当時、同社では厚生年金保険の加入については、従業員の意思に任せており、厚生年金保険に社員全員は加入させていなかった旨の回答をしている。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、A社は、昭和 26 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち昭和 26 年 3 月頃から昭和 26 年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。